

資料の情報と積文

一〇．普通選挙法

展示資料：衆議院議員選挙法改正法律

請求番号：類 01522100

デジタルアーカイブ URL：<https://www.digital.archives.go.jp/img/1647756>

積文の凡例については、[こちら](#)をご覧ください。

【積文】

十三年

内甲第二五七号 起案 十四年四月三十日 裁可 十四年五月二日

内閣書記官 (印)

内閣総理大臣 (花押) 内閣書記官長 (花押)

外務大臣 (花押) 陸軍大臣 (花押) 文部大臣 (花押) 逓信大臣 (花押)

内務大臣 (花押) 海軍大臣 (花押) 農林大臣 (花押) 鉄道大臣 (花押)

大蔵大臣 (花押) 司法大臣 (花押) 商工大臣

帝国議会ニ於テ修正ヲ加ヘタル衆議院議員選

挙法改正法律案

右、枢密院ノ御諮詢ヲ経テ御下付ニ付、同院

上奏ノ通、裁可ヲ奏請セラレ可然ト認ム

上諭案

朕、枢密顧問ノ諮詢ヲ経テ、帝国議会
ノ協賛ヲ経タル衆議院議員選挙法改

正法律ヲ裁可シ、茲ニ之ヲ公布セシム、

御名 御璽

摂政名

大正十四年五月五日

内閣総理大臣

各省大臣

法律第四十七号

上奏案ノ通

臣等、帝国議會ニ於テ修正ヲ加ヘタル衆議院議員選舉法改正法律案、諮詢ノ命ヲ恪ミ、本月三十日ヲ以テ審議ヲ尽シ、之ヲ可決セリ、乃チ謹テ上奏シ、更ニ聖明ノ採択ヲ仰ク、

大正十四年四月三十日

枢密院議長子爵臣濱尾新

法律第四十七号

衆議院議員選舉法

第一章 選舉ニ關スル区域

第一条 衆議院議員ハ各選舉区ニ於テ之選舉ス

選舉区及各選舉区ニ於テ選舉スヘキ議員ノ数ハ別表ヲ以テ之ヲ定ム

第二条 投票区ハ市町村ノ区域ニ依ル

地方長官特別ノ事情リト認ムルトキハ市町村ノ区域ヲ分チテ数町村区域ヲ合セテ一投票区ヲ設クルコトヲ得

前項ノ規程ニ依リ投票区ヲ設ケタルトキハ地方長官ハ直ニ告示スヘシ

第二項ノ規程ニ依リ設クル投票区ノ投票ニ關シ本法ノ規程ヲ適用シ難キ事項ニ付テハ勅令ヲ以

テ特別ノ規程ヲ設クルコトヲ得

第三条 開票区ハ群市ノ区域ニ依ル

地方長官特別ノ事情アリト認ムルトキハ群市ノ区域を分チテ数開票区ヲ設クルコトヲ得

前項ノ規程ニ依リ開票区ヲ設ケタルトキハ地方長官ハ直ニ之ヲ告示スヘシ

第二項ノ規程ニ依リ設クル開票区ノ開票ニ關シ本法ノ規程ヲ適用シ難キ事項ニ付テハ勅令ヲ以

テ特別ノ規程ヲ設クルコトヲ得

第四条 行政区画ノ変更ニ因リ選舉区ニ異動ヲ生スルモ現任議員ハ其ノ職ヲ失フコトナシ

第二章 選舉權及被選舉權

第五条 帝国臣民タル男子ニシテ年齢二十五年以上ノ者ハ選舉權ヲ有ス

帝国臣民タル男子ニシテ年齢三十年以上ノ者ハ被選舉權ヲ有ス

第六条 左ニ掲クル者ハ選舉權及被選舉權ヲ有セス

- 一 禁治産者及準禁治産者

二 破産者ニシテ復權ヲ得サル者

貧困ニ因リ生活ノ為公私ノ救助ヲ受ケ又ハ扶助ヲ受クル者

三 貧困ノ為公私ノ救恤ヲ受クル者

四 一定ノ住居を有セサル者

五 六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ処セラレタル者

六 刑法第二編第一章、第三章、第九章、第十六章乃至第二十一章、第二十五章又は第三十六章乃至第三十九章ニ掲クル罪ヲ犯シ六年未滿ノ懲役ノ刑ニ処セラレ其ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル後其ノ刑期ノ二倍ニ相当スル期間ヲ經過スルニ至ル迄ノ者但シ其ノ期間五年ヨリ短キトキハ五年トス

七 六年未滿ノ禁錮ノ刑ニ処セラレ又ハ前号ニ掲クル罪以外ノ罪ヲ犯シ六年未滿ノ懲役ノ刑ニ処セラレ其ノ執行ヲ終リ

第七条 華族ノ戸主ハ選挙権及被選挙権ヲ有セス

陸海軍軍人現役中ノ者（未タ入営セサル者及帰休下士官兵ヲ除ク）及戦時若ハ事変ニ際シ

召集中ノ者ハ選挙権及被選挙権ヲ有セス兵籍ニ編入セラレタル学生生徒（勅令ヲ以テ定ムル者ヲ除ク）及志願ニ依リ国民軍ニ編入セラレタル者亦同シ

第八条 選挙事務ニ関係アル官吏及吏員ハ其ノ関係区域内ニ於テ選挙権ヲ有セス

第九条 在職ノ宮内官、判事、朝鮮総督府判事、台湾総督府法院判官、関東庁法院判官、南洋庁判事、検事、朝鮮総督府検事、台湾総督府法院檢察官、関東庁法院檢察官、南洋庁検事、陸軍法務官、行政裁判所長官、行政裁判所評定官、会計検査官、収税官吏及警察官吏ハ被選挙権ヲ有セス

第十条 官吏及待遇官吏ハ左ニ掲クル者ヲ除クノ外在職中議員ト相兼ヌルコトヲ得ス

一 国務大臣

二 内閣書記官長

三 法制局長官

四 各省政務次官

五 各省参与官

六 内閣総理大臣秘書官

七 各省秘書官

第十一条 北海道会議員及府県会議員ハ衆議院議員ト相兼ヌルコトヲ得ス

（後略）

【参考】

展示資料を含む、衆議院議員選挙法は次のような構成になっています。

第一章	選挙ニ関スル区域（第一条―第四条）
第二章	選挙権及被選挙権（第五条―第十一条）
第三章	選挙人名簿（第十二条―第十七条）
第四章	選挙、投票及投票所（第十八条―第四十三条）
第五章	開票及開票所（第四十四条―第五十七条）
第六章	選挙会（第五十八条―第六十六条）
第七章	議員候補者及当選人（第六十七条―第七十七条）
第八章	議員ノ任期及補欠（第七十八条―第八十条）
第九章	訴訟（第八十一条―第八十七条）
第十章	選挙運動（第八十八条―第一百条）
第十一章	選挙運動ノ費用（第一百一条―第一百十条）
第十二章	罰則（第一百一一条―第一百三十八条）
第十三章	補則（第一百三十九条―第一百五十条）
附則	
別表	